

文化審議会著作権分科会「著作権教育小委員会」(第1回)について

1. 開催日時等

日 時：平成14年6月21日(金) 14:00～16:00

場 所：文部科学省分館 201・202 特別会議室

2. 主な意見の概要

【「現状の把握」について】

- 既に学校等で行われていることについて把握するとともに、実際のニーズ等について現場の声を聞くことが必要。

【「目標」について】

- 「すべての国民が持つべき基礎的な知識」にまず重点を置くべき。
- 「無断ではいけないこと」に関する基礎的な「知識」だけでなく、「権利者」「利用者」として適切な「契約」等ができるための教育も推進すべき。
- 「基礎的な知識」に加え、自ら行動できるための「著作権マインド」的なものを養う教育が重要。

【「検討対象」について】

- いわゆる「学校」だけでなく、「社会教育施設」「図書館」「大学」などの機関・組織の役割も視野に置くべき。
- 著作権について教員が指導を行う上で必要な「知識」や「能力」を特定した上で、研修の在り方等について検討すべき。

【「教育手法」等について】

- 子どもたちを対象とする場合は、「著作権」に限定せず、肖像の利用やネット上での迷惑行為など、「情報の扱い方」の全体を対象とした方が分かりやすい。
- 子どもを対象とする教育活動(白紙の状態で教える)と、大人を対象とする啓発活動(誤解を解くことも重要)は、分けて手法の検討等を行うことが必要。
- 「ルールに関する知識」の教育に加え、「モラルを高める」ことを実現するための手法があり得るかも検討すべき。

【「団体間連携」について】

- 既に各種の事業・活動を行っている団体間の連携を推進することが重要。

検 討 の 視 点 (例)

○著作権教育の「場」

- ・学 校
- ・企業，職場
- ・家 庭
- ・地 域
- ・その他

○著作権教育の「支援手法」

- ・教材，マテリアル
- ・指導法開発
- ・講師派遣
- ・指導者育成
- ・インターネット上での情報提供
- ・その他

○関係者間の「連携」

- ・文化庁
- ・関係団体
- ・大学，学校
- ・自治体
- ・企 業

著作権に関する普及啓発事業の概要について

〈平成13年度までの取り組み〉

I 国民一般を対象

○著作権講習会

①著作権講習会	全国	7カ所
②都道府県著作権事務担当者講習会	全国	1カ所
③図書館等職員著作権実務講習会	全国	2カ所
④教職員著作権講習会	全国	1カ所
計		11カ所

II 学校教育を対象

○著作権読本の作成・配布

全国の中学校3年生を対象（約140万部）

〈平成14年度からの取り組み〉

文化庁では、ITの発達・普及に伴う創作手段・利用手段の爆発的な拡大・普及によって生じた「一億総クリエイター（権利者）」「一億総ユーザー（利用者）」という時代に対応し、あらゆる職種・年齢層の人々を対象として著作権に関する知識と意識を普及させるため、従来の事業を拡充し、総合的な普及啓発事業を「著作権学ぼうプロジェクト」として展開している。

I 国民一般を対象

1. 国民一般を対象とした著作権に関する知識の普及 ーバーチャル著作権ヘルプデスクの構築ー（平成14年度から）

学校、企業など著作物を利用する多様な現場からの著作権に関するあらゆる質問に答えるデータベースを構築し、文化庁のホームページにより公開・提供する。

内容は、質疑応答（Q & A）、著作権制度の概要、トピックス、関連団体へのリンク等を予定している。

2. 著作権講習会の開催

多様な目的とニーズに応じた対象者別の著作権講習会を実施する。

平成14年度の予定。

①著作権セミナー（初歩を学びたい者）	全国	7カ所
②都道府県著作権事務対象者講習会	全国	1カ所
③図書館等職員著作権実務講習会	全国	2カ所
④教職員著作権講習会〈拡充〉	全国	2カ所
⑤著作権等管理事業者著作権実務講習会〈新規〉	全国	1カ所
⑥企業等法務担当者著作権セミナー〈新規〉	全国	1カ所
	計	14カ所

*著作権講習会は、昭和46年度から実施。

*「著作権等管理事業者著作権実務講習会」「企業等法務担当者著作権セミナー」は、平成14年度から実施。

*「著作権セミナー」は、従来の著作権講習会の内容を見直し、平成14年度から実施。

II 学校教育を対象

1. 児童・生徒を対象とした著作権に関する知識の普及

－「楽しみながら学べるソフトウェア」の開発－（平成14年度から）

授業や自習等に活用できる教材とするため、キャラクター等を活用したゲームやクイズなどを用いた著作権の知識の普及に関するソフトウェアを児童生徒向けに製作し、文化庁のホームページを活用し、配信する。

また、併せて、本教材の使い方や活用事例を掲載した手引き書を作成し、配布する。

2. 教員を対象とした著作権に関する知識の普及（平成14年度から）

新学習指導要領において、情報化の進展に対応し、中学校の技術・家庭科の情報「情報とコンピュータ」に関する内容や高等学校の新設教科「情報」が必修とされた。

このため児童・生徒に対する著作権の知識の普及に資するため、教員や指導者向けに、授業等のやり方を記した事例集を作成し、文化庁のホームページを活用し、提供する。

3. 著作権読本（マンガ）の作成・配布

関係団体と協力して、著作権について分かりやすくマンガで解説した著作権読本を作成し、配布する。

○まんが著作権教室（文化庁）

全国の中学3年生全員に配布。平成8年度から実施。

平成13年度においては約140万部を作成・配布。

○コミックでわかる著作権（社団法人著作権情報センター）

全国の小学校6年生全員に配布。平成11年度から実施。

平成13年度においては約130万部を作成・配布。

著作権関係団体等の著作権教育に関する主な事業の実施状況(平成13年度実績)

	一般向け					学校教育向け						
	セミナー、講習会	相談窓口	講師派遣	情報提供(インターネット)	パンフレット	教材等	セミナー、講習会	相談窓口	講師派遣	情報提供(インターネット)	パンフレット	教材等
(社)著作権情報センター	○	○		○	○	○				○	○	○
(社)日本音楽著作権協会	○	○	○	○	○	○			○	○		
(社)日本映像ソフト協会	○	○	○	○	○							
(社)コンピュータソフトウェア著作権協会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(社)日本書籍出版協会		○		○								
(社)日本複写権センター		○		○								
(社)日本芸能実演家団体協議会				○	○	○	○					
(社)日本レコード協会	○	○	○	○	○	○	○		○			
日本放送協会		○	○	○			○					○
(社)日本民間放送連盟		○			○							
(社)私的録音補償金管理協会	○		○		○	○	○				○	○
(社)私的録画補償金管理協会					○	○						○

※文化庁著作権セミナーへの派遣を除く。

「著作権教育連絡協議会」について

1 趣 旨

パソコン、インターネット等のコンテンツの「創作手段」「利用手段」の急速な進展により、多くの人々が著作権に関わりを持つようになり、広く国民一般を対象とした「著作権教育の充実」が重要な課題となっている。

このことは、政府の知的財産戦略会議においても議論になっており、関係する機関や団体等が、密接な連携・協力を進めていくことが必要である。

このため、著作権教育について、著作権者や著作隣接権者等の団体間において、情報交換や連携・協力の促進を行う場を設ける。

2 メンバー

当面、別紙の関係団体をもって構成するが、著作権教育事業等を行っている団体などの新規参加を拒むものではない。

3 テーマ

- (1) 著作権教育事業に関する情報交換
- (2) 著作権教育事業に関する連携協力の促進
- (3) 著作権教育事業に関する連絡協議について

【著作権全般】

(社)著作権情報センター

【著作者関係団体】

(社)日本音楽著作権協会
(社)日本映像ソフト協会
(社)コンピュータソフトウェア協会
(社)日本書籍出版協会
(社)日本複写権センター

【著作隣接権関係団体】

(社)日本芸能実演家団体協議会
(社)日本レコード協会
日本放送協会
(社)日本民間放送連盟

【その他】

(社)私的録音補償金管理協会
(社)私的録画補償金管理協会

文化庁長官官房著作権課

「新学習指導要領（抜粋）」（平成14年4月から施行）

《中学校学習指導要領（抄）》

第2章 各教科

第8節（技術・家庭）

2 内容

B 情報とコンピュータ

- (1) 生活や産業の中で情報手段の果たしている役割について、次の事項を指導する。
イ 情報化が社会や生活に及ぼす影響を知り、情報モラルの必要性について考えること。

3 内容の取扱い

- (2) 内容の「B情報とコンピュータ」については、次のとおり取り扱うものとする。
ア (1)のイについては、インターネット等の例を通して、個人情報や著作権の保護及び発信した情報に対する責任について扱うこと。

《高等学校学習指導要領（抄）》

【第2章 普通教育に関する各教科】

第10節 情報

第1 情報A

2 内容

(2) 情報の収集・発信と情報機器の活用

ウ 情報の収集・発信における問題点

情報通信ネットワークやデータベースなどを利用した情報の収集・発信の際に起こり得る具体的な問題及びそれを解決したり回避したりする方法の理解を通して、情報社会で必要とされる心構えについて考えさせる。

3 内容の取扱い

- (2) 内容の(2)については、情報通信ネットワークなどを活用した実習を中心に扱うようにする。ウについては、情報の伝達手段の信頼性、情報の信憑性、情報発信に当たっての個人の責任、プライバシーや著作権への配慮などを扱うものとする。

第3 情報C

2 内 容

(3) 情報の収集・発信と個人の責任

ア 情報の公開・保護と個人の責任

多くの情報が公開され流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させる。

3 内容の取扱い

- (3) 内容の(3)のアの情報の保護の必要性については、プライバシーや著作権などの観点から扱い、情報の収集・発信に伴って発生する問題については、誤った情報や偏った情報が人間の判断に及ぼす影響、不適切な情報への対処法などの観点から扱うようにする。

「著作権教育小委員会」委員名簿

	小 熊 竹 彦	日本生活協同組合連合会政策企画部長
	上 林 彌 彦	京都大学教授
	久 保 田 裕	(社)コンピュータ・ソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	坂 井 知 志	常磐大学助教授
	里中満智子	漫画家
	清 水 康 敬	国立教育政策研究所教育研究情報センター長
	菅 原 瑞 夫	(社)日本音楽著作権協会送信部長
	関 口 一 郎	(社)日本教育工学会常務理事・事務局長
	土 屋 俊	千葉大学教授
	中 井 暁	(社)日本映像ソフト協会業務部長
主査代理	永井多恵子	世田谷文化生活情報センター館長
	中 村 凱 夫	(社)著作権情報センター理事・事務局長
	松 下 直 子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
主査	松村多美子	椙山女学園大学教授
	水 島 和 夫	高岡短期大学副学長

(以上15名)